

## 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

### 1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者（十日町市で経営管理実施権を受けることを希望している民間事業者）の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、十日町市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

### 2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
別紙「経営管理実施権設定候補森林一覧表」のとおり					

※ 一覧表から経営管理実施権の設定を希望する森林を選択し、企画提案書を作成してください。

※ 面積、樹種、林齢は林地台帳および森林簿に記載されている情報のため現況と異なる可能性があります。

### 3 スケジュール

- 令和4年6月7日(火) 募集開始(十日町市ホームページに掲載)、企画提案書受付開始
- 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分とします。
- 受付場所は、十日町市役所 産業観光部農林課とします。
- 募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。

FAX : 025-752-4635      E-mail : t-norin@city.tokamachi.lg.jp

令和4年7月12日(火) 企画提案書受付締切

令和4年7月21日(木) 審査 (予定)

令和4年7月26日(火) 選定・結果通知 (予定)

令和4年9月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告 (予定)

### 4 提出書類

- 次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本6部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

- 企画提案書、見積書

添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② その他、企画提案に関連する資料

- 企画提案書および見積書は別紙様式にて作成してください。（見積書は必要により項目等を追加、修正して作成してください。）

## 5 その他留意事項

- 経営管理実施権の設定にかかる経営管理権集積計画は、十日町市ホームページで縦覧が可能なので参照ください。
- 企画提案書の作成において、経営管理権集積計画の内容と整合性が図られているか確認してください。
- 経営管理権集積計画を策定した森林の境界確認はしておりません。経営管理実施権の設定後に受託者が森林所有者等と調整し実施してください。

## 6 問合せ先

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 産業観光部 農林課 林業振興係

TEL：025-757-9917

メール：t-norin@city.tokamachi.lg.jp